

第58回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和7年2月12日（水）10時～12時

■場所：滋賀県庁北新館5階 5-B会議室

■出席委員：磯崎委員、入谷委員、岩城委員、岩嵯委員、植田委員、宇尾委員、大口委員、川村委員、善当委員、田中委員、田辺委員、野村委員、深町委員（会長）、山本委員、

【出席14名、欠席1名】

■会議次第

1. 開会・滋賀県琵琶湖環境部部長挨拶

2. 会長の選任について

・委員の互選により、深町委員が会長に選任された。

3. 議事

(1) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について

(2) 航行規制水域の見直し検討について

(3) 次期レジャー計画の改定について

(4) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正について（報告）

(5) その他

4. 閉会

■議事内容

【議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について】

（事務局）議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について説明。

（議事（1）：質疑応答）

（会長）ご説明ありがとうございました。

たくさんの取組をされているということで、皆さんのほうの資料2-1にありますように、滋賀県では、琵琶湖レジャー利用適正化基本計画というのがあり、大きく3つの基本方向というのがあり、それに基づきまして、具体的な数値とかも含めて、資料によっては前年よりも前の取組も含めて丁寧にご報告いただいたと思います。それぞれのお立場でお気づきになったこととかご質問などありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

（委員）〇〇と申します。図3の外来魚推定生息量の推移についてなのですが、令和2

年から令和3年、4年と、落ちたのは落ちたと思うのですが、若干の伸びがあるっていう感じのグラフになっていると思います。私が体感している限り、私の周りに話を聞いたりする限りでは、令和2年よりも落ち込みが最近ひどい感じがするので、このデータは主にどこら辺で取られたものかということが知りたいのと、漁師さんでもあります〇〇委員さんのほうに体感的な生息量みたいなのを教えていただければなと思います。

(会長) そしたらまず、漁師さんとしての……。

(委員) 確かに、外来魚の生息数は減っていると思います。1つ、原因は餌不足。琵琶湖のブラックバス等の餌になる小魚が減ったということで、多分、餌不足でふ化稚魚が生き延びていけないというのも原因があると思いますし、滋賀県漁連でも漁業者による外来魚駆除をやっておりますけど、なかなか目標のキロ数まで達しないという、近年そういう状況です。

反面、また大型のブラックバスは、割と釣り人にしても漁業者の駆除にしても、案外刺し網なんかにかかって、かなりそれは捕れてるっていうことですけど、ブルーギルが大分減ったと違うかなっていう私は感覚を持っています。

(会長) ありがとうございます。いろいろ現場をよく知ってらっしゃる漁師さんからのコメントもありましたが、滋賀県としての回答をお願いします。

(事務局) ご質問のあった推定生息量はどのようにってところ……。

(委員) 大まかな、ここら辺で計測したとかがあるものなのか、ないものなのか。私の体感ではこれよりも少ない気がするのです。すみません、体感で申し訳ないです。

(事務局) この辺は、水産課のデータを私どもは利用させていただいてまして、今日来ていただいているので水産課より回答します。

(水産課) 水産課です。外来魚推定生息量に関しましては、海の魚なんかでも一般的に用いられる資源量推定の方法であるコホート解析という手法を用いています。具体的には、年齢別の生息量を出して、それを足し合わせるような形で、非常に複雑なものでして、ここでなかなか説明することは難しいのですが、使っている材料としては、駆除量でありますとか、水産試験場が行っているような調査、こちらの調査については、北湖一円と南湖の複数箇所というふうになっていまして、要するに琵琶湖の各所で捕った外来魚の大きさとか量、そういったものから年齢別の量を計算していくような形になっています。令和3年から令和4年にかけて、なぜ増えたのかっていうのは、私は今この場では分かりませんが、そういった手法を使って計算した結果、このようになっているというような形

になります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ほかはいかがでしょうか。

(委員) よろしいですか。

(会長) はい、お願いいたします。

(委員) ○○と申します。私も外来魚について教えていただきたいのですが、ナマズのチャンネルキャットフィッシュについてです。増加傾向にあると書いてくださっているのですが、私も堅田を中心に漁師さんたちにいろいろ話を聞きますと、その漁師さんたちのにはそんなに実感はないとおっしゃってます。ただ、脅威としては十分備えておかなければいけないと思いますので、どの程度の増加があつて、今後何か対策などを検討されてるのか。そのあたり、もし教えていただけるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

(会長) お願いいたします。

(事務局) チャンネルキャットフィッシュについても、駆除であったり研究は水産課のほうで、水産試験場と、あと漁業者さんのほうで取り組んでいただけてまして、今レジャーの関係で何かしているかっていうと、まだ情報収集っていう段階にあります。情報収集しながら、レジャー条例の中でどういった取組ができるのかっていうのをいろいろ考えている段階になります。

増加傾向って書かせていただきましたのは、急に増えたのかっていうわけではなく、瀬田川のほうでチャンネルキャットフィッシュの確認がだんだん少し増えてきていまして、実際に瀬田川下流と上流で、洗堰を境に、そこで駆除事業が進んだり、研究が以前よりも回数が多いっていうようなことで、前は捕りに行ってなかったと思うのですが、研究事業をする中で捕りに行く回数も増えているっていうことで、魚の数が増えてきているっていうことです。急に爆発的っていうような意味での増加傾向と書いたわけではないです。一応、現状としては、瀬田川、洗堰の上流で駆除事業されてるところで、琵琶湖まですぐっていう段階ではないです。そこで駆除・抑制が図られているという研究の結果をいただいていますので、増加傾向にあるっていうのは、今申し上げたようなニュアンスになります。

(委員) ありがとうございます。確認ですが、琵琶湖の中ではそれほどいなくて、洗堰でせき止めてくれている。天ヶ瀬ダムまでの間で調査の回数が増えたことによって確認個体数が増えたという形……。

(事務局) そのようになっていきます。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) ○○と申します。昨年度から個体を捕獲する研究ではなくて、チャネルキャットフィッシュのDNAがあるかどうかというので、琵琶湖全域であるとか、琵琶湖の内湖とか調査を行ったんですけれども、チャネルキャットフィッシュのDNAが結構南湖でもかなり存在します。捕獲はそんなに簡単ではないので、DNAっていう方法を使っているのですが、見えていないだけで、それなりに南湖のほうまで増えているっていうふうな研究結果に今のところなっています。また、今年度まとめますので、もしよろしければその結果を報告します。

(事務局) ありがとうございます。数ベースでグラフとか情報をいただいてまして、環境DNAのところとか、十分に理解できていませんでしたので、また情報をいただけたらありがたいです。

(委員) すみません、今お話しになったまとめた成果というのは、いつ頃発表される予定でしょうか。

(委員) 今ちょうどまとめている最中ですので、来年度ぐらいには報告できると思います。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 貴重なデータについてご報告ありがとうございます。

(委員) ○○と申します。先々週、琵琶湖を戻す会主催で外来魚駆除のシンポジウムを開いたんです。その中で、チャネルキャットフィッシュに関する報告もされていたので、今のことと関わって言うと、洗堰より南のほうでは多少増えていると。北のほうではあまり増えていないというふうな報告だったと思うのですが、洗堰は5メートルぐらい落差があって、チャネルキャットフィッシュはそこをなかなか上れない。だから、上流のほうには行けないということですが、琵琶湖は年に何回か全量放水が行われていまして、特にそれが梅雨どきにあったりすると、そのときにチャネルキャットフィッシュが洗堰よりも北のほうに行くのではないかとということが推定されるんです。その証拠としては、その時期に遡ったであろうと思われる個体が洗堰よりも上のほうで捕らわれていたりとか、仔魚も捕らわれていたりする。ただ、その間、間の個体がないということで、まだ洗堰より上方のほうではそんなには増えていないだろうというふうな報告がされていました。ただ、確実にそこを越えて上がっていく個体がいるっていうことで、水産課のほうでも、それから漁師

さんのほうもかなり駆除圧力をかけておられるということで、ようやく今何とか食い止められているっていうのが現状なのかなっていうふうな報告があったので、付け加えて報告させていただきます。

(会長) 実に詳細な今後の対策につながるような情報もありがとうございます。

他に何かありますか。

(事務局) 今、当方からご説明させていただきましたし、〇〇委員からもご説明いただいたとおりで、私どもの認識としては、基本、琵琶湖のほうにはまだそこまで爆発的に増えるような、そんな形はないというふうに、いろんな水産課とかの資料からも拝見しております、〇〇委員がおっしゃったみたいに、瀬田川洗堰が閉まっているときはなかなかそれを越えられないんですけど、年2回ぐらいは全開放流というのがされているので、どうもそのときに上がってきてしまっている。それを水産課さんですとか漁師さんのほうで、特に洗堰より上っていうと、我々のほうで説明するときに洗堰を起点として上、下って呼んでいるんですけど、上のほうに来ているやつを徹底的に駆除して、琵琶湖に入らないようにしようっていうのを水産課さんですとか漁師さんを中心に取り組んでいただいているというところでございます。

(会長) いろいろ皆さんの関心があることなので、できるだけ早く対策を今のような形でしていただいて、問題がないようによろしく願いいたします。

(委員) 〇〇です。琵琶湖レジャーの利用のところですが、私は、一年中、琵琶湖で魚、小魚を捕って遊ばせていただいているのですが、ここの部分では、住民に与える苦情っていうところでプレジャーボートの話題が上がっていて、ちょっと違うのですが、毎年冬になるとワカサギすくい、去年ぐらいから爆発的人気で、それをすごく実感しているのですが、比良駅ですとか志賀駅のロータリー、あの辺が無料で止められていたのがロータリー化して止められなくなってしまったというところで、今年、夜に車で来られた方が違法駐車するとか、駐車問題、この間もニュースで見たのですが、あちこちに止めて夜すくいに来られる方、県外から来られる方が多いのですが、そういったところの情報とか苦情っていうのは入っていらっしゃるのでしょうか。

(会長) お願いします。私の家の近くにも、ワカサギでたくさんの方が来ているというのは聞いております。いかがでしょうか。

(事務局) 私どものほうに届いていますのは、今日おられる〇〇委員にもこういったお話を聞いていまして、和邇浜でもそういったことがちょっとあるっていうことを今日知り

ましたところと、直接県民さんから伺っているのですと、北比良のところですが、同じように集落が管理している神社ですとかそういったところに車を止められて、夜中にそういったワカサギを捕りに行ったりされているということで、特に違法駐車の関係とかで困られているというふうなお声はいただいています。

(委員) ちょっと思ったのが、そういうスペースがもともとないところなので、ただそういう捕れるといった情報が分かると、そういった人気っていうのは止められないと思うのですけども。1つ思っているのは、富山もそうですけど、春になるとホテルイカすくっていうので全国から人がすごく集まるのですが、ちゃんとしたそういった利用マップみたいのがしっかり作られていて、ここではこの駐車場に止められますよとか、それは釣り具屋さんが出しているマップですけど、そういったちゃんとした利用できる情報というのがあれば、そういったところは抑えられるのかなっていうふうにも感じています。

(会長) 今ご提案をいただきましたがいかがでしょうか。

(事務局) そうですね。そういった琵琶湖を利用される方と利用の現状に対していろんな感情や受け止め方がある中でどのようにバランスを取っていくかというのが、レジャー条例で求められるものかなと思いますので、その辺、そもそも地元さんがそういったものを受け入れられないと思っておられるのかとか、その辺いろいろな感情が絡み合う部分かなと思います。たちまち今聞いていますが、北比良とかいうところなので、その辺の利用実態ですとか、特に河川の管理とかそういった話ですとか、その状況に応じて、もしそういったご提案のような地元さんですとか河川管理者との協力の中でいただけるのだったら、それは一つの着地点としていいかなと思いますので、その辺はまた関係者と協議しながら考えたいと思います。

(会長) よろしくをお願いします。

先ほど、〇〇委員さんですか。もしよろしければ。

(委員) 最近、ここ二、三年ぐらい前から、深夜にLEDライトのヘッドライトを着けて集魚しているというか、浜で掬っておられるのです。複数でやってはるので、会話されるのですが、そうすると、湖岸に住んでいると、その会話がそのままよく聞こえます。そういうことで、そういう苦情はありませんかということを経理のほうに報告したというか、そういう段階です。

(会長) そうですか。地元周辺で何かご意見とか、そういうのは特には聞いてないです

か。

(委員) 今のところ、そういう大きな問題にはなってないです。

(会長) 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか、委員さんのほうから。

(委員) はい。

(会長) はい、お願いいたします。

(委員) ありがとうございます。プレジャーボートの指導、監視活動についての質問と提案です。先ほどご説明の中で、資料2-3の最後の課題のところ、外国人レジャー利用が増加しているという件です。ちょっと単純な質問なのですが、そもそも外国籍あるいは外国人の方が小型船舶を利用するには免許が要るのではないかなというふうに思うのですけれども、これは何かご認識ありますでしょうか。

(事務局) ご質問ありがとうございます。私ども琵琶湖で水上バイクに乗っておられる外国人の方を見ますが、必ず免許を持っておられます。水上バイクに乗ろうと思うと免許が必ず必要になりますので、そういう方もお持ちであるとは思っております。

(委員) 分かりました。そういうことを前提にして利用されるのは大変結構だと思うのですが、ルールの遵守徹底については、ご存じのように、インバウンドということもあるかも分からないのですが、在住の方が多くなるのは非常にいいと思うのですが、言語での対応が非常に難しいという、そういう課題はご認識をされているのかなと思うのですけれども、ある意味そういう、特に問題が多く発生している彦根界限なんかを中心に、例えば、これは提案になるのですけれども、いわゆる言語の表示を多言語にして、禁止あるいは注意喚起をするような掲示板、こういった表示を増やしていくというのが一つの大きな対応かなというふうには思います。同じようなことを、私は聞きつてですけれども、兵庫県、特に南の海のほう、須磨とか明石のほう、あちらも非常に大変利用が多くて困っていらっしゃる。そういう地域で特に外国人の方の利用も多いので、そういう表示を多言語にしていますというようなことを聞きました。言語は、表示が難しいのであれば、例えば今日の表示の資料の中にもあった資料2-7にあるような、ルールの1、2、3とか、要はこういうピクトグラムを使った表示、これはもうグローバルに、グローバルスタンダードで分かりますから、こういったものも大いに活用されて注意喚起を行うという方法、これもいいのではないかなというふうに思いましたのでご提案いたします。以上です。

(事務局) ご意見ありがとうございました。今年度、監視させていただいている中で

も、外国人の方とお話することがありました。お話しした方については日本語が通じる方だったので、問題なくコミュニケーションできたのですが、言語の問題、私も全然英語がしゃべれない身なので、そういうところで標識を多言語化する等は今後検討していきたいなと考えております。

また、先ほどご意見いただいた2-7のこういうピクトグラムを使ったものなんですけども、実際に県が設置している航行規制水域のブイにもこのマークの看板がついている仕様になっていますので、それをもう少し海外の方にも周知していければなと思っております。ご意見ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) すみません、それに関してなんですけど、プレジャーボート以外に、日帰りのバーベキューとか、そういった水辺で遊ぶのが好きなので、海外の方って。湖西のほうでも結構見かけるのですが、そういう利用しやすい環境のところなんですけども、そういったところにも表示が、ごみの問題とか、そういった結構大人数で騒がれたりとかもあるので、そういったところの案内、プレジャーボートに限らず、岸のほうにもそういった案内があるといいかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。航行規制が設定されているところの陸上にブイとはまた別に看板があるのですが、そちらも現状は日本語表記が基本になっていますので、そこについてもまた今後検討していければと思っております。ご意見ありがとうございます。

(会長) ご提案ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

(委員) 私も提案なのですが、プレジャーボートの件で、本年度の課題のところ、騒音苦情が多く寄せられているということですが、騒音苦情が来るということは、何か違法改造されている艇が走っているとか、民家近くを走られているということが原因だと思います。そういったところで、指導、啓発もちろん大事ですが、受入れされる各マリーナさんで各自啓発、指導が必要じゃないかなと思うので、再生課の方々からマリーナさんにまずそういった指導をしてくださいというのを言っていただいて、滋賀県の各マリーナでももう少し強化できたらなと思うので、そういったところを検討してもらえたらなと思います。

あとは、こういった今回酒気帯びのパンフレット、このパンフレットはすごく分かりや

すくて、違法改造をしては駄目ということが、割と浸透してはいるのですが、知らない方もいて、これぐらい分かりやすい何かパンフレットを作ってもらえたらいいのではないかなと思います。私もマリーナ業をさせてもらっていて、夏場は受入れさせてもらっているのですが、たまに改造されている艇を持ってこられる方がいて、私たちはもう朝一の受付のときに確認をして、改造されていたら、その日はもう下ろさないでくださいと言って、次に来るときは必ずノーマルに戻して、うるさくないように戻してから来てくださいと、必ずそういった対応をしているので、同じような形でマリーナさんにしてもらえたら苦情も減っていくのではないかなと思うので。まずは、マリーナさんで強化するところを皆さんから言ってもらえたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) お願いします。

(事務局) ご意見ありがとうございます。県の監視で目が行き届かないところがたくさんあると思いますので、ぜひご協力いただければと思います。また次年度以降どういう形でというのは検討させていただきます。

また、パンフレットのほうですが、私たちも、一応チラシ、不正改造禁止ですというチラシはあるのですが、分かりやすさはどうかという点で確認してなかったもので、それも検討していけたらと思っております。ありがとうございます。

(委員) よろしく申し上げます。

(会長) ぜひ、パンフレットをどうするか、ご相談したりしてやっていくといいかなと思います。

いろんな提案をいただきましてありがとうございました。皆さん現場でいろんなことを直接経験されているので、結構今後につながるような提案をいただいたと思います。

【議事（２）航行規制水域の見直し検討について】

(事務局) 議事（２）航行規制水域の見直し検討について説明。

(議事（２）：質疑応答)

(委員) 航行規制ブイの夜間の警告灯ですけど、刺し網なんかの漁ですと夜間に漁の仕事をする漁業者さんが結構いてはりますんで、警告灯のランプが消えていると、誤ってそこに網を敷設したりとかそういうことがあって、漁業者からもあそこが消えているとか苦情がちょっとあったのです。なかなか琵琶湖に航行規制のブイが幾つもあるので、確かめるのは大変やと思いますけど、また一度総点検をしていただきたいなと思います。

(会長) いかがでしょうか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。今年度、ちょうどお話をいただいた後、すぐそちらのほうにメンテナンスに行かせていただいて、対応させていただいたところですが、ちょうど琵琶湖全域で10月からブイのメンテナンスを行っております。今年度残りあと3回なんですけども、琵琶湖全部のブイを今メンテナンスしようとしておりますので、また電気が切れているとか、漁師さんから見てこれはという意見がありましたら、ぜひ言っていただければ対応させていただこうと思いますので、今後ともよろしく願います。

(委員) 航行規制水域の件ですけど、ほとんど水上バイクの苦情って騒音の問題が多いと思うんですけど、結局この地域を閉鎖したらなくなる。けど、結局次のところに移動して、また新たなところで生まれるっていうことがあると思うのですが、私の実感としては、最近、海津大崎のほうとか、海津辺りで結構水上バイクを新たにやられている方が多いっていう印象があって、どうしても場所を移って新たにそういう問題が生まれてしまうっていうところがあると思うので。音の問題なので、静かに走るバイクはないんですけど、結局またほかのところでも出てしまうのかなっていうことは感じています。

(会長) いかがでしょう。

(事務局) ご意見ありがとうございます。航行規制水域の指定となりますと、法規の力を使うということになりますので、一定のちゃんとした根拠をもって指定するということになります。今お話しいただいた海津のほうだったりってなりますと、今現状、県のほうには要望がなかったりとか、また地元の声とかっていうところで届いていないので、航行規制水域の指定を即座に対応するっていうことは現状ないとは思いますが、ただご意見いただいたとおり、そういうお声があるのであれば、僕らも監視をしようかと思っておりますので、また今後とも何かありましたらご報告いただければと思います。

(委員) ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

はい、お願いします。

(委員) これは質問です。最近のインバウンドの高まりに伴って、琵琶湖周辺のリゾート開発がどんどん進んでいるのかなと思っています。今度、高島のサンクチュアリコートでしたっけ。すごいのができるのですけれども、こういったものは、外国資本でどんど

ん、あるいは日本の資本でもどんどん増えてくる可能性は、滋賀県はまだまだ余地があるかなと思います。こういったところで、湖岸沿いにこういうリゾートがどんどんできてくる、増えてくるとなると、それぞれの所在地の行政、市町さんは、いろんな規制を入れてほしいという、そういう流れになってくるのかなと思うのですけれども、このあたり、ローカルルールと、いわゆる市長のいろいろな思い、このあたりの考え方というのはどういうふうにさばいていらっしゃるのかなというのを差し支えない範囲で教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 確かに、おっしゃるみたいにサンクチュアリコートができたりとか、新聞報道で見えていますと、草津市の烏丸半島の方で、何か大きなサーフィンができるような施設ができるとかっていうことも私も聞いておりまして、いろいろそういった水辺の利用の仕方っていろいろまた変わってくるのかなとは思っています。高島市のほうにつきましては、確かに市役所さんのほうから、そういった静穏な環境を守りたいという形でご要望をいただいて、こういった取組をしてきているのですが、ただ一方で、琵琶湖をこういった利活用を積極的にしたいっていう方もいらっしゃれば、他方では静穏な環境を保ちたいっていうところで、レジャー利用の適正化に関する条例でこういった一定ルールを決めてやらせてもらっているのかなというふうに思いまして、当然そういった地元さんの声は我々も重く受け止めています。何かあったらできるだけ速やかに動けるような体制はきちっと取らないといけないという思いで取り組んできています。ただ一方で、先ほど申しましたのですが、法的な拘束をかけるってということと、琵琶湖の利用は原則的に自由使用という考え方とのいろんなバランスっていうのもこちらも考えないといけないところがありまして、これまでの航行規制の考え方としては、予防的にやるっていうところはなかなかそういった考え方を取ってきていないところもございますので、一定何かあったら速やかに動けるような体制にはするのですが、その利用実態を見まして、利用される方も静穏な環境を望まれる方も、皆様が思いやりを持った、そういった琵琶湖の利用の仕方っていうところを何とかできないかなというふうに考えながらやっているところです。ですので、その手法の中に、ローカルルールということもお言葉にありましたが、こういった規則、法規の中でそうした航行規制水域をつくるのがいいのか。それとも、ローカルルールという形で、その地域で利用される方々が話し合っ、皆様が思いやりをもった琵琶湖の利用をしていくルールを県も関わりながらつくっていくのがいいのか。その辺は、その時々状況とか、皆様のご意見を見ながら、一番マッチした方法を取りながらやりたいな

というふうを考えているところです。

(委員) よく分かりました。ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(会長) ほかは大丈夫でしょうか。

【議事（３）次期レジヤ計画の改定について】

(事務局) 議事（３）次期レジヤ計画の改定について説明。

(議事（３）：質疑応答) なし。

【議事（４）滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正について（報告）】

(滋賀県警) 議事（４）滋賀県琵琶湖等水上安全条例の改正について報告。

(議事（４）：質疑応答)

(会長) ご説明ありがとうございました。いかがでしょうか。

(委員) 会長。

(会長) はい、お願いします。

(委員) もう少し詳しく教えていただきたいのですが、１の酒気を帯びた状態での操船の禁止についてなんですけど、酒酔い操船禁止、全船舶対象のところですが、これは車と一緒にでもうべろんべろんというか、酩酊状態のものを指すと取っていいですか。

(滋賀県警) そのとおりです。酒酔いと酒気帯びとかを判定する検査がありまして、もう立ってられないとか、そういう正常な操船ができないという状態のものが酒酔い操船となります。

(委員) ものは、入るということですね。下のほうの絵でも、もうSUPでも駄目ですよってなっているのですが、これは例えば私だったらカヤックだったりゴムボートだったりを使って釣りする方もおられるんですけど、該当するっていう感じですよ。

(滋賀県警) そうです。下の酒気帯び操船は、べろんべろんではないけども、アルコールを保有する状態で操船した場合です。

(委員) すみません、酒気帯びじゃなく、今、そこも聞きたいのですが、上のほうは全船舶対象で、ローボートであったとしても駄目ですよと……。

(滋賀県警) 罰則が適用されます。

(委員) 酒気帯び操船禁止の全船舶対象なのに、動力船に限りっていうところはどうい

った違いがあるのでしょうか。

(滋賀県警) 酒気帯び操船の禁止で、全船舶が禁止対象です。操船したら駄目です。ただ、ほかの船舶等に与える影響等を考慮しまして、今言われたSUP等の無動力船は禁止ですが、罰則の適用まではありません。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

(委員) ○○です。質問ですけれども、こういう禁止、酒酔いとか、こういう禁止された方の後の対応ですけれども、例えば免許取消しになるとか、あるいは安全講習に来てくださいとか、そういうような何かその後の対応とかはされていらっしゃるのでしょうか。

(滋賀県警) 酒酔い操船については、船舶職員及び小型船舶操縦者法でも遵守事項違反になって、いわゆる行政点数が課されるわけです。それについては、累積点がある程度たまりますと講習等を受けていただく必要があるのですが、条例上、点数制度はありませんので、違反したら、検挙されて、裁判になり、罰金が決まるというようなシステムです。条例上、何か行政処分、点数制度があつて講習を受けなければならないとかそういうものはありません。

(委員) ありがとうございます。

(滋賀県警) すみません、補足でよろしいでしょうか。この免許制度っていいものは、国の法律のほうで決められておりまして、酒気帯びの禁止というのはうちの県独自の条例になっております。去年も改正するとき議論があつたのですが、そもそも酒酔い、酒気帯びに対する禁止っていうのは法律のほうですべきではないかというような、当然私ら警察とかが運用している道交法からの立場で言いますと、飲酒の危険性というのは北海道でも沖縄でもどこでも日本全国一緒なわけでありまして、それを各府県独自で制定するというの自体がおかしいのではないかという議論があつたのです。船の免許をつかさどっている国土交通省が船の免許は運用しているのですが、そこに問い合わせても、地方の事情があるのでということで、法律のほうはなかなか動かなく、先行県3県、東京と茨城と兵庫が先行、酒気帯びの条例を規定している県があつたのですが、そちらに倣うような形でこのような形になりました。本来、私らも警察官としては、法律のほうで一律規制をかけたほうが良いと考えています。隣の府県へ行ったら罰せられないというのもちょっとおかしな話ですけれども、実際もう琵琶湖の中で飲酒関係の事故が起きているということ

で条例改正に踏み切った次第でございます。ですから、これは免許とは全く関係ない、この条例については罰則と条例に定めている部分だけになります。

(委員) ありがとうございます。何か成功例を増やして、ぜひ全国展開できたらなというふうに思いました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

(委員) はい。

(会長) はい、お願いします。

(委員) これは意見です。私も、この条例はすばらしい取組だと思っています。特に全国の法令がない中で、他府県に先行して実施している。さすが滋賀県だなというふうに思います。大事なことは、こういう取組を愚直に進めていくことだなと思います。したがって、特に県警さんのお立場としては、こういうことが起きる前の管理といいますか、注意喚起、あるいは監視、パトロール、これが一つの大きなお役割だと思いますので、ぜひそれを実施していただきたいなど。シーズン、たくさん人が集まるときなんかには県警の方がお出ましになると、えらいこっちゃという、やはりそういう抑止力というのでしょうか、そこは一つの警察としてのある意味お役目かなというようにも思いますので、岸から、あるいは水上から、いろんな形での取組、これを広げていくことで、それが横展開して、ある意味そういう国のルールになっていくことを私も期待しておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

(会長) もし何か今のご意見に対してありましたら。

(滋賀県警) 本当にありがとうございます。いろいろ道のりは本当に大変でしたけれども、多くは言えないのですが、今のお言葉はありがたく思って、取締りや予防や事故防止に努めていきたいと思えます。ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) ○○です。ちょっと趣旨が変わるのかもしれないのですが、そういった中で非常に意味のあるお取組というのは私も思うのですが、そんな中で総件数が公表されない、できないというのは何か特段の事情がありますか。自動車の運転は件数が正確にまとめ出ていると思うのですが、特に今回新たに施行されたものですので、どういった成果があったのかというのは一定数字で出していただいたほうが説得力は増えるかと思うのですが、いかがでしょうか。

(滋賀県警)　そうですね。また、確認をさせていただいて、この場ですぐには言えないこともありますので、総件数等、確認させていただいて、もしもよろしければ次回のときにでもまた報告させていただきたいと思います。

(委員)　ご検討をお願いします。

(滋賀県警)　ありがとうございます。

(会長)　はい、お願いします。

【議事（５）その他】

(委員)　この条例の件ではないのですが、元のほうに戻ってしまうのですが、気になっていた点がありまして、琵琶湖レジャー利用のプレジャーボートの利用等に関して、最近非常に人気が高まっているビワマスの釣り、これは水産課さんのほうの管轄になると思うのですが、通常は県のほうに申請をして許可をいただいて、許可いただいた方しかできない釣りですけど、1日で2,000人以上参加が埋まってしまうぐらい人気が出ていまして、今年度が抽選形式にされて人数が半分ぐらいの許可数になってしまったのですが、そういった今までできていた方ができなくなって、許可がなく、密漁というか、琵琶湖に出てしまう方がいたりとか、そういう許可を得たいがためにいろんな家族の名前を使ったり友達の名前を使ったり、申し込んだりっていう何かそういう傾向があるのかなと思うのですが。そういう無許可のそういった釣りに対して有料化というか、そういったのは難しいのかなっていうところと、あとそういった部分での巡視員とか監視船も回っていると思うのですが、そういう監視ですとか巡視船っていうのは、今日ここで書かれていたレジャーの水上バイクの監視船とそこら辺と同じなのかなっていうところが気になって、教えていただきたいと思います。

(会長)　こちらはどなたの担当になりますか。

(水産課)　水産課です。ちょうど今日の京都新聞だったと思いますが、ビワマス釣りが非常に人気で抽選制になっているみたいな話があったと思いますが、今委員おっしゃられたとおり、ビワマス釣りが非常に人気になっておりまして、昨年までは早い者勝ちで承認をしていました。承認のあった方しか釣りができないのですが、昨年度までは早い者勝ちでやっていたのですが、昨年度の応募初日に約2,000人の枠をもう初日だけで超えてしまったということで、今年度からは抽選制にしております。また、承認する数につきましても、学術的に計算したビワマスの資源量に基づき算出した採捕可能量から割り出した

人数を承認するとしているところです。具体的には1,083人の方に今年度は釣りをさせていただくことができるというふうになっております。

ご指摘いただいている有料化についてなんですが、琵琶湖の魚というのは、本来、無主物、誰のものでもないということで、遊漁者の方が釣って持って帰られても別に構わないというところもありまして、なかなか有料化というのは難しいのかなというふうに一定思っているところです。一方で、事務的な手数料につきましては、次のシーズンから徴収するような予定になっております。

また、無承認の方あるいは他人の承認で釣りをしている方がいるのではないかとということですが、水産課のほうで水産課の船をもって監視活動を行っております。今日の審議会のほうで報告のあったような内容とはまた巡視体制が別のものになりますし、件数としても今日の会議には上がってきていないというところになります。以上です。

(委員) ありがとうございます。ほかに琵琶湖の釣りで有料化っていうのはないので、なかなか難しいかなとは思っているのですが。そういった本当に琵琶湖のために琵琶湖が好きでやっている方っていうのは、琵琶湖の保全のための資金に使えるとか、いろいろ有効に使える方法はあるのかなと思いますので、そういった部分もまた検討いただければと思います。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。県警の取組は大変すばらしいということでしたので、ぜひまたこの形でご報告もいただきながら進めていただければと思いました。

皆さんのほうから、それ以外のことも含めてご質問とかありましたら、いかがでしょうか。

(委員) いいですか。

(会長) はい、お願いします。

(委員) プレジャーボートにちょっと関連という感じで、教えていただきたいのですが、動力船でないもの、例えば帆だけで走るヨットであったり、それこそカヤックやSUPなどであったりについて、何か琵琶湖での決まり事っていうものはありますか、この酒気帯びのやつ以外で。

(滋賀県警) 条例のほうでは、救命胴衣の着用努力義務というのを課しております。これは法律ではないですが、無動力船について救命胴衣の着用努力義務というのと、あと夜間の灯火、夜間航行するときの灯火についてもライトをつけるようにというような規定をしています。これは、おそらく滋賀県、独自のものだと思います。

(委員) 分かりました。では、例えばジェット、水上バイクなどとは違って、この水域に入ってはいけないとか、そういうものはないということですか。

(滋賀県警) 条例の中でいいますと、航行速度の規制と、あと夏場になると水泳場が大体県下で30か所ぐらい開設されるのですが、その遊泳区域だけ、泳がれるところだけですが、その遊泳者の保護ということで公安委員会が告示を打ちまして、標識のブイを浮かべて、動力船の航行禁止という、入ってはいけませんよという禁止規制をかけております。

(委員) ありがとうございます。今おっしゃったブイの部分、見たことがあるのでイメージはできるのですが、そこはSUPなどであれば入ってもいい。動力船でなければ…。

(滋賀県警) そうですね、基本的に動力船の航行禁止となっていますけれども、基本的に遊泳者に危険が及ぶところなので、今のところ動力船の禁止だけとしています。

(委員) 分かりました。最近、そういう静かなボートで湖面利用されている方の数も一定増えてきつつあるかと思うのですが、そのあたりで新たなルールが必要というようなそういった状況は今のところなさそうですか。

(事務局) まず、私どもレジャー対策係ですが、基本的にこの条例ができてきたのが昔の2サイクルの非常に高い音が出る水上バイクが普及してきたという背景における取組でして、無動力船そのもの自体で何か苦情につながっているというところはあまり聞かない状況です。ただ、議事の中で白鬚神社の問題とかもあったのですけれども、我々に届く声としては、神様に対してお尻を向けて不敬であるとかそういったことをおっしゃっておられまして、非常にたくさんの方が参拝のために来られているということもあるのでしょうけれども、不敬問題でどう考えるのだろうかというのは、考えることはあつたりもします。あとこの手の質問ですと、どこから下ろせるのかとかというお話もあります。基本、琵琶湖は、先ほど申しましたように自由使用という考え方があるので、基本、誰かに迷惑をかけないとか、いわゆる一般的なマナーをきちっと守って利用している限りは自由にできるものというふうには考えていますので、世間の常識が変わってきてまして、いろんな考え方なり価値観の変化があつて、そういったところで問題が起こってきたときには、いろんな関係部署関わって対応するというふうには思っておりますけれども、現時点では特に無動力船、例えばSUPの利用で申し上げれば、特に生活環境被害を認知している部分はございません。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

(事務局) この際1点だけ、私はずっと環境行政をやっている中で、非常にゆゆしきことだなと思っているのは、規制とか条例とか法律がないのであればやってもいいみたいな風潮があって、今言われたみたいに、明らかに迷惑をかける行為、それがSUPであろうが何であろうがっていうのがあるはずで、それは昔からみんなが気をつけて、みんなの中のルールでやってきたはずのものが、何か規制がないとか県が動かないとかみたいなことでそれがまかり通ってしまうみたいな感じで、みんなが声をかけてやめておこうよという、そういう感じがすごく最近なくなっていることをすごく残念に思っておりますので、一方で厳しく規制をかけていくべきところはかけていくとして、何でもかんでもそれでいくというわけではなくて、先ほどローカルルールの話もありましたけど、一方では、自由使用の中で今まで脈々とこれまで過去の人たちが築いてきたそういうものも大事にしていきたいと思いますので、その辺、びわこ放送さんの力も大きいと思いますし、ぜひみんなで力を合わせる部分は合わせていって、我々ができるところはやっていく。警察でやっていただけることはやっていく。だけど、みんなでやろうねっていうところで、うまくやっていくということをこの際お願いしたいと思います。すみません、ありがとうございます。

(会長) ぜひ、そのようにお願いします。

〇〇委員お願いいたします。

(委員) 全体的な部分ですけれども、例えば資料の2-4を見ると、プレジャーボート利用状況調査についてと書いてあって数字があるのですが、小さく589という表の右下は、水上オートバイの利用隻数を書いてあるのですよね。次のページは、水上オートバイの利用隻数の変化、水上オートバイのことだけを言っているのだと思うのですが。次のページは、琵琶湖におけるプレジャーボートの主な利用状況について。プレジャーボートという言葉を使っていますが、中を見ると、ほとんど水上バイクのマナーが。水上オートバイによる騒音問題が。水上オートバイ利用者が。水上オートバイのことにまず特化されている。一部、プレジャーボートによる騒音苦情がっていう言葉も出てくるのですが、これは多分水上オートバイのことなのかなっていうふうに読み取れるのですけれども。ほかの部分を見ていっても、航行規制水域の指定についてっていうところを見ると、プレジャ

ーボートの悪質な利用があるとの申出を受けたという表記と、水上バイクが出艇していたのは9日間で。当該地区の水上バイクは。地元からは水上バイクが。水上バイクという言葉ばかり使っている部分と、2を見ると、プレジャーボートの航行状況、(2)は水上バイクという言葉がなくて、全部プレジャーボートという言葉になっている。次のページを見ると、ここが彦根市松原地区っていうやつで、ここはプレジャーボートの利用数が大きく減少し、松原スロープの閉鎖によりって書いてあるのですが、これは多分水陸バイクのことを言っているのかなとか。プレジャーボートっていうのは、いわゆるモーターボートを含んで水上バイクも含む。要するに、どっちかという、プレジャーボートっていうとモーターボート、ヨットが圧倒的で、水上バイクは少数派っていうような、琵琶湖が逆なのかもしれないのですけども。一部のよくない水上バイクのオーナーがいろいろ迷惑な行為をすることによって、水上バイクっていうものを悪者にされるのですけど、さらにこれはプレジャーボートも全部悪者になっちゃうような書き方になっちゃうのかなって見て思えてしまうのですけども。難しいのですけれども、プレジャーボートという表記をすところと、水上バイク、水上オートバイに限って表記していただくところを分けられれば分けていただいたほうがいいのかになって、これは感想ですけれども、そういうふうになりました。

(会長) いかがでしょう。

(事務局) まず、条例のくくりで言いますと、おっしゃるみたいにプレジャーボートという大きなくくりの中にいろんなジャンルがあって、モーターボートですとか水上バイクとかいうのがあるというところがあるので、おっしゃるみたいに、ここで言うプレジャーボートっていうのは、ほぼ水上バイクを想定しているところではございます。おっしゃったみたいに、琵琶湖ですと、どちらかという、水上バイクっていうのが取り上げられやすいのですけれども、委員おっしゃっているのは、どちらかという、プレジャーボートっていうと、水上バイクがターゲットになっているのだけれども、もっと広い概念で言ってしまうので、いわゆるモーターボートの方までそんなことをしているかのごとく誤解を受けるような表記よりは、もう少し正確にしたほうがいいのかというご意見になるのでしょうか。

(委員) そうですね。

(事務局) 分かりました。実際、いろんな利用のされ方があるので、主に水上バイクが多いっていうところはありますし、全くモーターボートがないっていう状況でしたら、そ

の辺の表記の仕方はもう少し正確性を期せるように考えさせていただきます。

(会長) よろしく申し上げます。

続きまして、〇〇委員さん、申し上げます。

(委員) ありがとうございます。今回初めて参加させていただいて、皆さんの本当に熱い思いというか意見というか、すごく勉強になっております。とても楽しみにしています。

先ほど自由使用という県の考え方っていうか態度っていうか、そういうことをよく、私は湖北に住んでおまして、耳にすることがよくあるのですけれども、例えば前年度の濁水のとくに、とても大事にしている環境保全の大事なところが、いろんなところで報道されたために大勢の方が押し寄せられて、すごく心配をしておりました。結果的に、生き物っていうのは強いのだなっていうことなのですけれども。先ほど理事員の方がおっしゃったように、それぞれの立場の者がそれぞれのフィールドで声を上げていくっていうことはすごく大事だなと思っておまして、ここでそれぞれの立場で言えることをちゃんとその場で啓発していくようにしていきたいなというふうに今日は感じて、その感想だけ述べたいなと思いました。ありがとうございます。

もう一つだけ。私、ちょっと前までは学校におまして、クラブでとか授業でとか、今ですとレンジャーという立場で外来魚釣りにも出させてもらっているのですけれども、そのときに何かパンフレットがあったり、もし余裕があれば、来てくださって、ちょっと県の立場とかをお話ししてくれたりとかっていうような場があれば、より何でこれをするのかとか、どういう私たちは地域貢献、自然貢献ができるのかっていうことが、子供たち、一般の参加者たちにも理解してもらえるとと思うので、またご検討いただけたらと思います。いつもありがとうございます。

(会長) 貴重なご意見ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。〇〇委員おっしゃった、そういった外来魚の関係のことだとかの取組をさせていただいているっていうことを伺っておまして、また私どもと何か一緒にさせていただけることがあったら、ぜひ協力してさせていただけたらと思いますので、その際はまたよろしくお願ひしたいです。

(会長) それでは、時間になりましたので、議事は終了にさせていただきます。皆様から頂いた貴重なご意見やご提案を県の方で良いものにして頂ければと思います。事務局にお戻しします。

(事務局) ありがとうございます。委員の皆様、ご審議大変お疲れ様でした。また、議事の進行ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第58回琵琶湖レジャー利用適正化審議会を終了させていただきます。今後とも、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。